

PwC Tax Newsletter

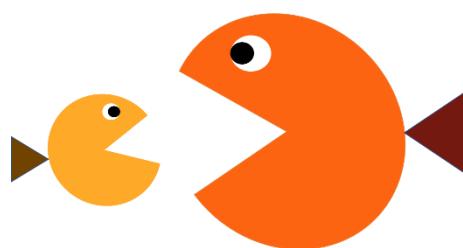
Issue no. 01/2023

In this issue:

新たな M&A スキームに関する税務論点

新たな M&A スキームに関する税務論点

吸收合併の導入と税務上の影響



“民商法の改正が M&A に関する税務実務に影響を与える”

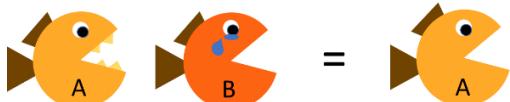
吸收合併の導入

タイ政府は、2022 年 11 月 8 日、民商法の改正に基づく、新たな合併スキームを公表しました。

民商法の改正により、「吸收合併」が企業再編の一つの形態として認められました。吸收合併のスキームでは、1 つまたは複数の法人が別の法人に合併され、被合併法人は解散し、合併するもう一方の法人は存続します。合併法人(存続法人)は、吸收合併により他の被合併法人の全ての資産、負債、権利、義務、および責任を承継します。

改正法に基づく合併と買収、および合併スキーム

吸收合併スキーム 1



吸收合併スキーム 2



PwC タイは、民商法 (Civil and Commercial Code: CCC) に導入された、2社またはそれ以上の法人の合併に関する法律の改正について、最新情報をお知らせいたします。今回のニュースレターでは、「繰越欠損金」という重要な問題に焦点を当て、民商法の改正により変更が予想される税務上の取り扱いについて、わかりやすく説明いたします。

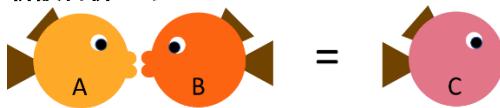
背景

改正前の民商法に基づくタイの新設合併

歳入法典第 74 条(1)(b)に基づく、改正前の民商法では、新設合併により、新しく法人を設立し、被合併法人を解散・清算することが求められていたため、被合併法人の繰越欠損金を将来得られる利益と相殺するために、新設合併後の新設法人へ引継ぐことは認められていません。

ただし、新設法人は被合併法人のその他全ての権利・義務を承継します。

新設合併スキーム



合併の定義

「合併」とは、1つまたは複数の法人が他の法人と合併すること(吸収合併)、または2つ以上の法人が合併して1つの新しい法人を設立すること(新設合併)を意味します。このようにして合併し消滅する法人は、被合併法人と呼ばれます。

合併の一般的な原則

合併の場合、合併法人は被合併法人の立場を引き継ぐこととなります。したがって、合併前の被合併法人のすべての権利および義務は、合併後の合併法人の権利および義務となります。

問題点

合併法人に関して、現在、歳入法典第74条(1)(b)には、「—そして、いかなる場合においても、合併前の法人またはパートナーシップの純損失は、純利益または純損失の計算において費用として扱われないものとします。—」と規定されています。

したがって、現在の税法では、法人やその株主が繰越欠損金による税務上の優遇措置を享受できないと解釈されます。

つまり、歳入法典第65条ter(12)で認められている、被合併法人の繰越欠損金を5年間繰り越して合併法人の利益と相殺することができません。このように、歳入法典に基づく合併のデメリットは、納税者が利用可能なすべての繰越欠損金を活用できることです。

疑問点

民商法の改正に伴い、今後歳入法典が改正され、合併法人に合併時点で存在する繰越欠損金を繰り越すことが認められるのでしょうか。

税務上の繰越欠損金の定義

繰越欠損金または税務上計算される欠損金は、法人が将来の利益と相殺するために過年度の損失を繰り越すことを可能にする税務上の規定です。

税務上の繰越欠損金の国際理論

理想的には、歳入法典の規定上、法人が損失を期限なく繰り越せるようにするべきです。ただし、標準的な法人税制を採用している一部のOECD加盟国では、限定的な欠損金の繰越しのみを認めています。

損失および累積損失の定義

損失は、資本損失と事業損失または投資損失に分けられます。

- I. **資本損失**は、通常、資本財産の処分において、売却対価が納税者の財産の取得原価および処分費用を下回る場合に発生します。
- II. **事業損失・投資損失**は、通常、特定の年度において、その年の事業または投資に関連する費用が収益を超過した場合に発生します。
- III. **累積損失**とは、合併前の被合併法人の損失(資本損失または事業損失から発生する)を意味します。理論的には、事業再編や合併が行われなければ、歳入法典の規定に基づき、これらの損失を繰り越し、将来の利益と相殺する権利を有します。しかし、残念ながら、新設合併による累積損失の繰り越しは、第74条(1)(b)で禁止されています。

また、歳入局が新たな吸収合併の下での繰越欠損金の使用可否は、まだ明確にされていません。

PwC のコメント

一般的に、合併法人の税務上の繰越欠損金は留保されるべきです。しかし、この問題は歳入法典で明確に示される必要があります。

吸収合併の導入に関する PwC の見解

民商法の改正に伴い、従来の新設合併を前提とした税法から吸収合併も考慮した税法に変更する必要があります。

歳入局の法務チームとの議論に基づくと、歳入局は民商法に準拠した歳入法典の改正を検討しているとのことです。が、改正時期は未定です。しかし、歳入局の法務チームは、今年後半には進展があるとの見込みを示しています。

以下のような M&A に関わる税制の問題や影響については、今だ検討中であり、歳入局からの回答や解釈についてフォローアップする必要があります。

- **歳入法典に M&A に関する新たな規定が必要:** 歳入法典第 74 条(1)(b)を民商法に準拠するよう改正すべきです。
- **繰越欠損金の使用:** 税務上の損失は合併法人に引継がれるべきです。
- **方法:** 合併法人で繰り越された欠損金と、被合併法人から取得した事業から得られる利益との相殺を認めるべきです。
- **繰越期間:** 一部の国・地域では、税務上の損失を無期限に繰り越すことが認められています。ただし、タイでは、第 65 条 ter(12) に基づき、欠損金を 5 年間に限り繰り越すことが可能です。したがって、被合併法人の損失は合併後 5 年間は、繰り越し可能であるべきです。
- **繰越欠損金を引き継ぐ時期:** 合併法人は、繰越欠損金の使用による将来の所得からの控除を目的として、合併時に被合併法人の繰越欠損金を引き継いだものとみなされるべきです。
- **条件:** 歳入法典に、合併法人の繰越欠損金使用の要件を示すべきです。ただし、現時点ではこの点に関する特定のガイダンスは公表されていません。
- **同一事業の取引ルール:** 一般的には、被合併法人から引き継いだ繰越欠損金は、被合併法人から取得した事業から得られる合併会社の利益と相殺する場合にのみ使用できます。

しかし、歳入法典にはこのような規定について言及していません。この点に関する今後の展開に注目する必要があります。

次のステップ

歳入局は、吸収合併前に生じた繰越欠損金が合併法人で使用可能かを含め、繰越欠損金に関する指針を提供するために、歳入法典を改正すべきです。

PwC は、これらの問題を明確にするため、歳入局の法務チームと連携し、引き続きフォローアップを行っています。また本件に関してアップデートがあり次第、お知らせいたします。

Contact us

Tax Mergers and Acquisitions

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
- Orawan Phanitpojjamarn, Partner ext. 1017

Tax Reporting & Strategy

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
- Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024
- Wutinon Trisrisak, Associate Partner ext. 1294

Indirect Tax Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
- Wutinon Trisrisak, Associate Partner ext. 1294

Financial Services

- Orawan Fongasira, Partner ext. 1302
- Nopajaree Wattananukit, Associate Partner ext. 1396

Legal Services/ BOI Services

- Somboon Weerawutiwong, Lead Partner ext. 1247
- Vunnipa Ruamrangsri, Partner ext. 1284

U.S. Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

Customs & Trade

- Paul Sumner, Partner ext. 1305

Tax Structuring

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
- Orawan Phanitpojjamarn, Partner ext. 1017

Transfer Pricing

- Peerapat Poshyanonda, Partner ext. 1220
- Janaiporn Khantasomboon, Partner ext. 1437
- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
- Panachai Anontanut, Partner ext. 1295

Business Process Outsourcing Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253

Tax Dispute Resolution

- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
- Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024

Japanese Business Desk

- Atsushi Uozumi, Partner ext. 1157
- Jun Takebe, Associate Partner ext. 1209

Chinese Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

15th Floor Bangkok City Tower
179/74-80 South Sathorn Road
Bangkok 10120
Tel: +66 (0) 2844 1000
Fax: +66 (0) 2286 6666
Website: <http://www.pwc.com/th>

Editor

Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119

E-mail: paul.stitt@pwc.com

Patipan Kongviriyagit, Senior Tax Manager

E-mail: patipan.kongviriyagit@pwc.com

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

松永 大輔 (0 2844 1276/Mobile: 06 14025042) daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平 (0 2844 1275/Mobile: 06 55044572) yohei.a.kimura@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321) motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号: (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. and PricewaterhouseCoopers WMS Bangkok Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 152 countries with over 327,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.